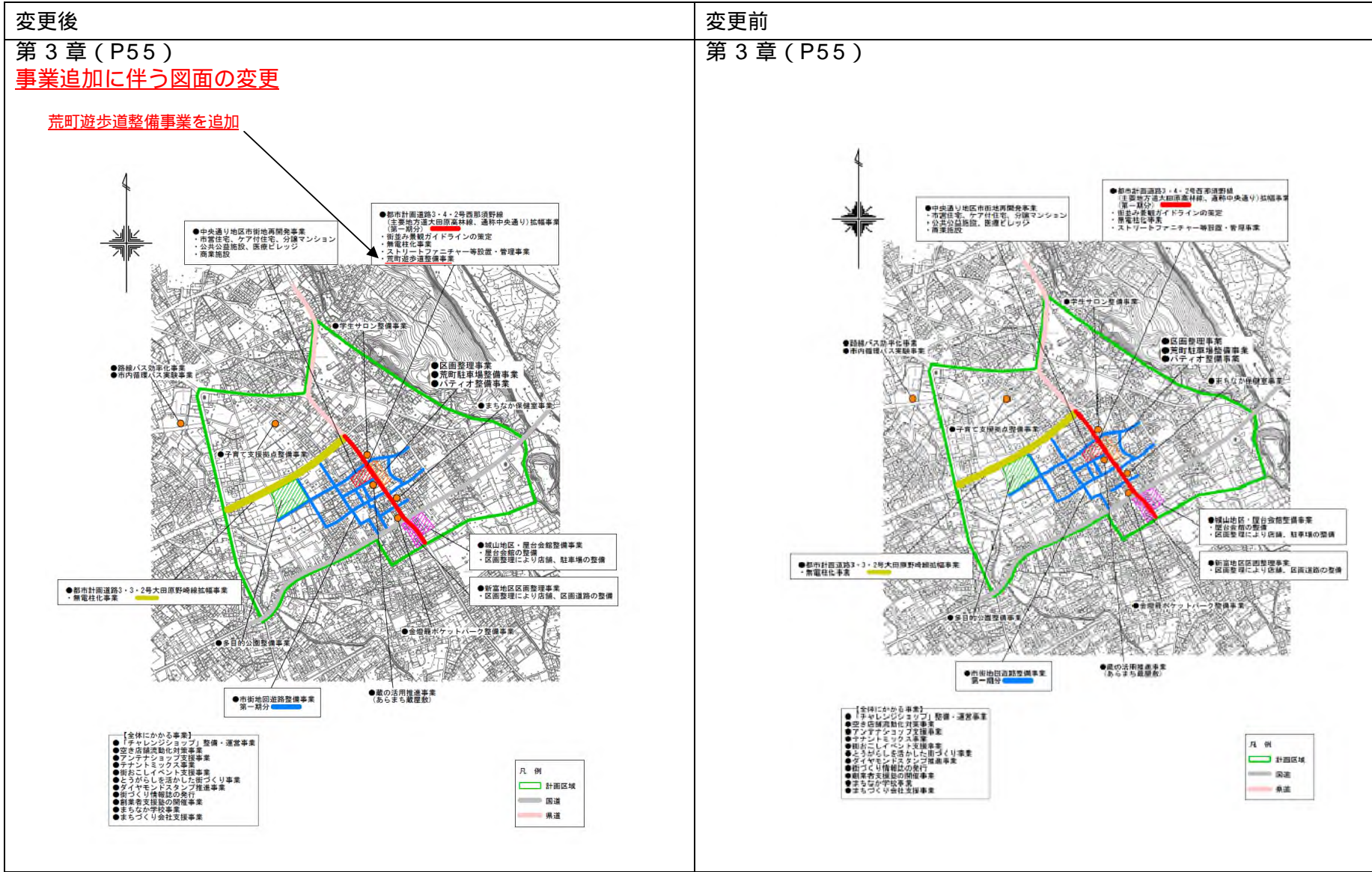


大田原市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線部分 は変更部分)



変更後

第3章 (P56)

図面の変更

中央通り地区市街地再開発事業



変更前

第3章 (P56)

中央通り地区市街地再開発事業



変更後	変更前
<p>第 3 章 (P 6 4 ~ P 6 5)</p> <p>(3) 「地域特性を踏まえた商業の振興」の数値目標指標の考え方</p> <p>「地域特性を踏まえた商業の振興」にかかる主要な事業は、以下の通りである。</p> <p>(取 組 み 内 容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路西那須野線 (主要地方道大田原高林線、通称中央通り) の拡幅・無電柱化事業 (第 1 期工事分) ・土地区画整理 (沿道整備街路) 事業 ・中央通り地区再開発事業 ・創業支援塾の開催 ・イベント等まちなか観光の推進 ・荒町駐車場整備事業 ・<u>荒町遊歩道整備事業</u> ・荒町パティオ整備事業 ・中央通り地区街並形成助成事業 ・空き店舗の活用及び流動化事業 ・とうがらしの郷づくり推進事業など 	<p>第 3 章 (P 6 4 ~ P 6 5)</p> <p>(3) 「地域特性を踏まえた商業の振興」の数値目標指標の考え方</p> <p>「地域特性を踏まえた商業の振興」にかかる主要な事業は、以下の通りである。</p> <p>(取 組 み 内 容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路西那須野線 (主要地方道大田原高林線、通称中央通り) の拡幅・無電柱化事業 (第 1 期工事分) ・土地区画整理 (沿道整備街路) 事業 ・中央通り地区再開発事業 ・創業支援塾の開催 ・イベント等まちなか観光の推進 ・荒町駐車場整備事業 ・荒町パティオ整備事業 ・中央通り地区街並形成助成事業 ・空き店舗の活用及び流動化事業 ・とうがらしの郷づくり推進事業など

変更後					変更前				
第4章(P86)					第4章(P86)				
(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：荒町駐車場整備事業 内容：中央通り地区における空き地を来外者用の駐車場として整備する事業である。 位置：中央通りDブロック 実施時期： <u>H22年度～H25年度</u>	大田原市	中央通り沿い(Dブロック)で空地进行を有効に活用し、 <u>土地の高度化利用の促進を図るため</u> 、来外者が利用しやすい <u>立体駐車場</u> を確保する事業である。中央通り地区再開発事業の再開発ビルへの来訪者やパティオ型商業施設の利用者が使用でき、土地の有効かつ一体的活用により商業の振興とまちなかの賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。 <u>立体3層</u> <u>駐車台数：約250台</u>	支援措置の内容： まちづくり交付金 実施時期： <u>- H22年度～H25年度</u>	都市再生整備計画の策定	事業名：荒町駐車場整備事業 内容：中央通り地区における空き地を来外者用の駐車場として整備する事業である。 位置：中央通りDブロック 実施時期： <u>H24年度</u>	大田原市	中央通り沿い(Dブロック)で空き地を有効に活用し、来外者が利用しやすい <u>駐車場</u> を確保する事業である。中央通り地区再開発事業の再開発ビルへの来訪者やパティオ型商業施設の利用者が使用でき、土地の有効かつ一体的活用により商業の振興とまちなかの賑わいの創出という目標を達成するために必要な事業である。 <u>A=2,200㎡</u> <u>駐車台数：約60台</u>	支援措置の内容： まちづくり交付金 実施時期： <u>H24年度</u>	都市再生整備計画の策定

変更後		変更前		
<p><u>新規追加</u> <u>第4章(P90)</u> <u>(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</u></p>				
<p><u>事業名、内容及び実施時期</u></p>	<p><u>実施主体</u></p>	<p><u>目標達成のための位置付け及び必要性</u></p>	<p><u>支援措置の内容及び実施時期</u></p>	<p><u>その他の事項</u></p>
<p><u>事業名: 荒町遊歩道整備事業</u> <u>内容: 県道を挟んで立地する再開発ビルと荒町駐車場を結ぶ立体遊歩道を整備する事業</u> <u>位置: 中央1丁目 山の手1丁目</u> <u>実施時期: H22年度~H25年度</u></p>	<p>大田原市</p>	<p>主要地方道大田原高林線を挟んで整備予定の再開発ビルと荒町駐車場を往来するために、道路上空を横断する立体遊歩道を整備する。 立体遊歩道を設けることで、再開発ビルに自家用車で訪れる利用者が道路を安全・快適に横断することができ、再開発ビル及び駐車場の利便性が向上することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 <u>L = 約20m</u></p>	<p>支援措置の内容: <u>まちづくり交付金</u> <u>実施時期: H22年度~H25年度</u></p>	<p>都市再生整備計画の策定</p>

変更後					変更前
<u>新規追加</u> <u>第4章(P90)</u> <u>(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</u>					
<u>事業名、内容及び実施時期</u>	<u>実施主体</u>	<u>目標達成のための位置付け及び必要性</u>	<u>支援措置の内容及び実施時期</u>	<u>その他の事項</u>	
<u>事業名：公共公益施設等整備検討事業</u> <u>内容：再開発ビル及び周辺地区への公共公益施設等の整備計画作成及び調査</u> <u>位置：中央1丁目外</u> <u>実施時期：H22年度</u>	<u>大田原市</u>	<u>中心市街地活性化の核となる再開発ビル内に市民の交流及び生活支援サービスの拠点を形成するため、地区内の土地利用計画、地域住民相互の交流の場となる公共公益施設の整備計画、周辺地区での駐車場の整備計画の作成及び調査を行う。</u> <u>これらの公共公益施設等を整備することにより中心市街地の利便性が向上し、賑わいの創出やまちなか居住の推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	<u>支援措置の内容：</u> <u>暮らし・にぎわい再生事業（計画コーディネート支援）</u> <u>実施時期：</u> <u>H22年度</u>	<u>暮らし・にぎわい再生事業計画の策定</u>	

変更後

第4章(P91)
 (2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
パス図面の変更

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 中央通り地区第一種市街地再開発事業 内容：主要地方道大田原高林線の拡幅等公共施設の整備と並行して市営住宅、ケア付住宅、商業施設、医院、公益施設等を整備する再開発事業 位置： 中央通り地区Cブロック 地区面積：6,500㎡ 実施時期： H18年度～H24年度 (準備期間含む)	Cブロック市街地再開発組合 大田原市	中心市街地のほぼ中央を走る主要地方道大田原高林線(中央通り)の拡幅及び市道の改修等公共施設の整備と並行して、隣接する土地の高度利用を図るため、再開発事業を実施する。 この事業は32名の地権者からなる組合施行の市街地再開発事業であるが、再開発ビル内には、商業施設、市営住宅ケア付き住宅、分譲マンション、医療ビレッジ(複数の開業医が同居)や行政窓口など公共公益施設を整備する。 上記事業は、商業の振興や賑わいの創出とまちなか居住の推進をはじめとして、市街地の整備改善を達成するために必要な事業である。	支援措置の内容： 市街地再開発事業(予定) 実施時期： H21年度～H24年度	

(資料：大田原商工会議所)
 中央通り地区市街地再開発事業
 イメージパース

主要地方道大田原高林線 840m
 市道住吉町101号改修事業 440m
 公共施設の整備と共に下記の事業内容を実施
【住宅系】 権利者住宅 4戸、市営住宅 24戸、
 ケア付住宅 25戸、分譲住宅 20戸、
【商業系】 権利者店舗 4店舗、食料品スーパー1、
 ドラックストア・ベーカリー・各1店舗、
【公共公益系】 クリニック診療科目8科目・
 交流センター等
【駐車場】 立体駐車場 90台、平面駐車場 40台



変更前

第4章(P90)
 (2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 中央通り地区第一種市街地再開発事業 内容：主要地方道大田原高林線の拡幅等公共施設の整備と並行して市営住宅、ケア付住宅、商業施設、医院、公益施設等を整備する再開発事業 位置： 中央通り地区Cブロック 地区面積：6,500㎡ 実施時期： H18年度～H24年度 (準備期間含む)	Cブロック市街地再開発組合 大田原市	中心市街地のほぼ中央を走る主要地方道大田原高林線(中央通り)の拡幅及び市道の改修等公共施設の整備と並行して、隣接する土地の高度利用を図るため、再開発事業を実施する。 この事業は32名の地権者からなる組合施行の市街地再開発事業であるが、再開発ビル内には、商業施設、市営住宅ケア付き住宅、分譲マンション、医療ビレッジ(複数の開業医が同居)や行政窓口など公共公益施設を整備する。 上記事業は、商業の振興や賑わいの創出とまちなか居住の推進をはじめとして、市街地の整備改善を達成するために必要な事業である。	支援措置の内容： 市街地再開発事業(予定) 実施時期： H21年度～H24年度	

(資料：大田原商工会議所)
 中央通り地区市街地再開発事業
 イメージパース

主要地方道大田原高林線 840m
 市道住吉町101号改修事業 440m
 公共施設の整備と共に下記の事業内容を実施
【住宅系】 権利者住宅 4戸、市営住宅 24戸、
 ケア付住宅 25戸、分譲住宅 20戸、
【商業系】 権利者店舗 4店舗、食料品スーパー1、
 ドラックストア・ベーカリー・各1店舗、
【公共公益系】 クリニック診療科目8科目・
 交流センター等
【駐車場】 立体駐車場 90台、平面駐車場 40台



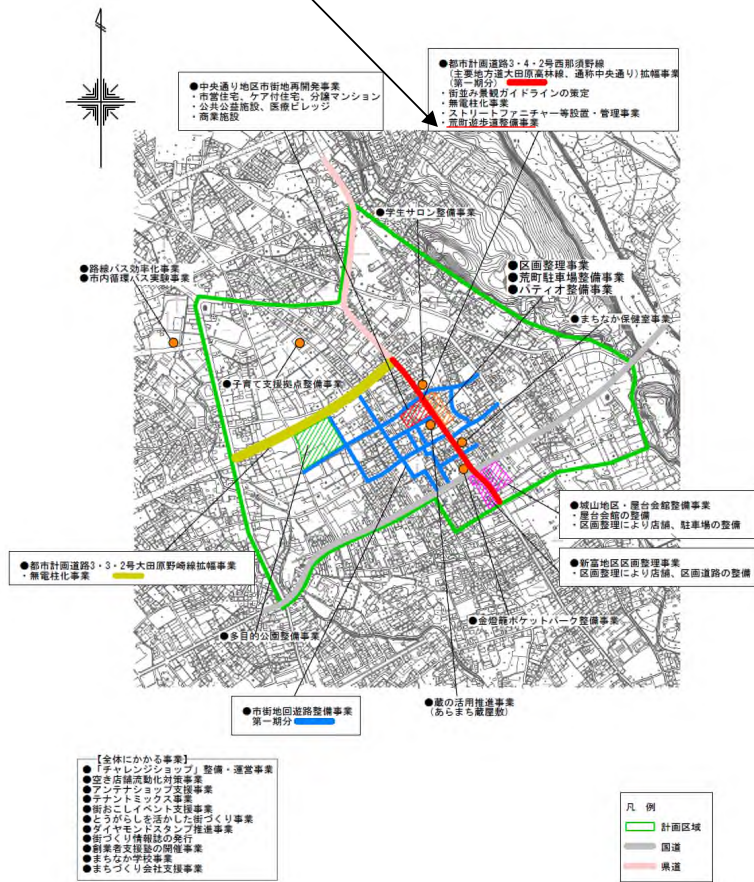
変更後		変更前		
<p><u>新規追加</u> <u>第5章(P95)</u> <u>(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</u></p>				
<p><u>事業名、内容及び実施時期</u></p>	<p><u>実施主体</u></p>	<p><u>目標達成のための位置付け及び必要性</u></p>	<p><u>支援措置の内容及び実施時期</u></p>	<p><u>その他の事項</u></p>
<p><u>事業名：公共公益施設等整備検討事業（再掲）</u> <u>内容：再開発ビル及び周辺地区への公共公益施設等の整備計画作成及び調査</u> <u>位置：中央1丁目外</u> <u>実施時期：H22年度</u></p>	<p><u>大田原市</u></p>	<p><u>中心市街地活性化の核となる再開発ビル内に市民の交流及び生活支援サービスの拠点を形成するため、地区内の土地利用計画、地域住民相互の交流の場となる公共公益施設の整備計画、周辺地区での駐車場の整備計画の作成及び調査を行う。</u> <u>これらの公共公益施設等を整備することにより中心市街地の利便性が向上し、賑わいの創出やまちなか居住の推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u></p>	<p><u>支援措置の内容：</u> <u>暮らし・にぎわい再生事業（計画コーディネート支援）</u> <u>実施時期：H22年度</u></p>	<p><u>暮らし・にぎわい再生事業計画の策定</u></p>

変更後

4 から 8 に掲げる事業及び措置の実施箇所 (P 1 1 7)

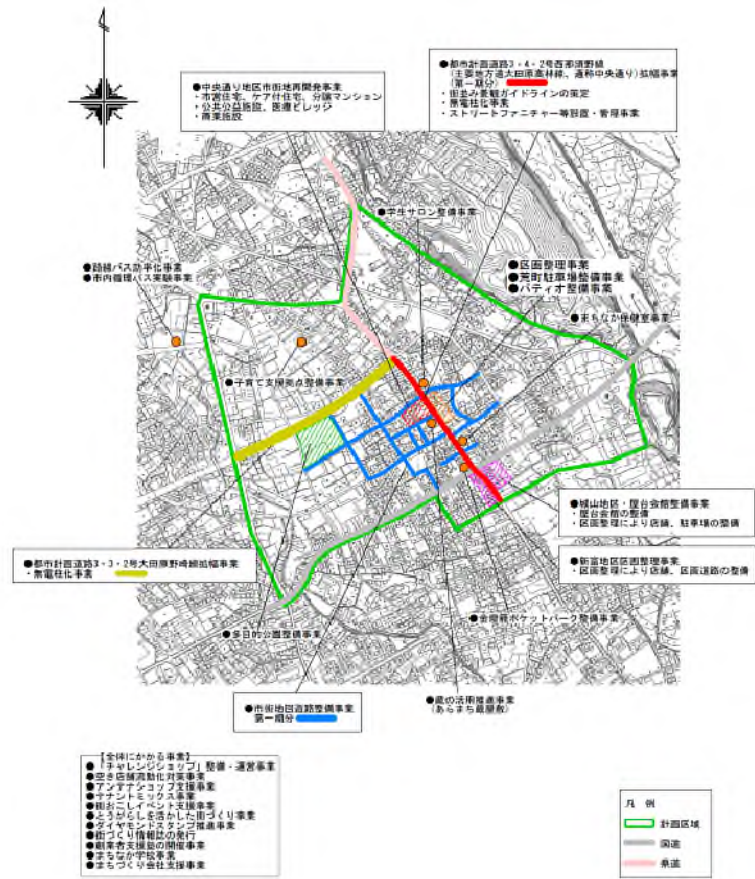
事業追加に伴う図面の変更

荒町遊歩道整備事業を追加



変更前

4 から 8 に掲げる事業及び措置の実施箇所 (P 1 1 6)



変更後	変更前
<p>第10章（P134）</p> <p>都市機能の集積のための事業（今後5年間の事業）</p> <p>4．市街地の整備改善のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央通り地区第一種市街地再開発事業 ・ 金燈籠ポケットパーク整備事業 ・ 市街地回遊路整備事業 ・ 中央通り地区街並形成助成事業 ・ 都市計画道路西那須野線（主要地方道路大田原高林線、通称中央通り）拡幅事業 ・ 城山地区屋台会館等整備事業 ・ 多目的公園整備事業 ・ 荒町駐車場整備事業 ・ 土地区画整理（沿道整備街路）事業 ・ 都市計画道路大田原野崎線拡幅事業 ・ <u>荒町遊歩道整備事業</u> ・ <u>公共公益施設等整備検討事業</u> <p>5．都市福祉施設を整備する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援拠点整備事業 ・ 医療ビレッジ整備事業 ・ まちなか保険室事業 ・ <u>公共公益施設等整備検討事業</u> 	<p>第10章（P133）</p> <p>都市機能の集積のための事業（今後5年間の事業）</p> <p>4．市街地の整備改善のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央通り地区第一種市街地再開発事業 ・ 金燈籠ポケットパーク整備事業 ・ 市街地回遊路整備事業 ・ 中央通り地区街並形成助成事業 ・ 都市計画道路西那須野線（主要地方道路大田原高林線、通称中央通り）拡幅事業 ・ 城山地区屋台会館等整備事業 ・ 多目的公園整備事業 ・ 荒町駐車場整備事業 ・ 土地区画整理（沿道整備街路）事業 ・ 都市計画道路大田原野崎線拡幅事業 <p>5．都市福祉施設を整備する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援拠点整備事業 ・ 医療ビレッジ整備事業 ・ まちなか保険室事業